

高情審答申第3号

平成24年8月23日

高松市長 殿

高松市情報公開審査会

会長職務代理 兼 光 弘 幸

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成24年4月27日付け高人第11号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

高松市長（以下「実施機関」という。）が一部公開とした処分は相当であり、本件異議申立てを棄却すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）に基づき実施機関に公開請求した行政文書の内容、それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

(1) 請求の内容

「5月にレポートされた停職1ヶ月になり、入札情報を3社やらにもらした40代環境（総務）課の職員（の処分）に関する一連文書」

(2) 経過

平成24年3月22日：請求人からの行政文書公開請求書を受付

平成24年3月27日：実施機関が一部公開を決定

平成24年3月28日：請求人からの異議申立書を受付

### 3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

「クロヌリ全面開示，非開示分すべて開示せよ。」

### 4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が一部非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

実施機関は、本件対象行政文書に記載された被処分者の氏名、生年月日、性別、採用年月日、「懲戒審査依頼書」のうち「勤務の状況」欄に記載された被処分者の勤務成績、「入札情報を漏えいした職員に対する処分等について」のうち、「軽減事由」欄に記載された被処分者の職務上の経験度合いや勤務態度、「てん末書」に記載された処分の原因となった入札に関する情報、漏えいの具体的な経緯および被処分者の信条心理等に関する情報については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第1号に該当するので、非公開が相当であると主張する。

また、てん末書の記述内容は、通常一般には知られることがないという前提で作成されたものであり、仮にこれらの記載内容を公開するということになる、被処分者および関係者は発言の内容が公開されることを意識して、事実をありのままに述べることに對して消極的な対応をとることが想定されることから、懲戒処分を適正に実施する上で、事実の把握を行うことなどに支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第5号アおよびエに該当するので、非公開が相当である。

### 5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の一部非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本件公開請求は、高松市発注の工事をめぐり、市職員が非公表の予定価格

情報を漏えいしたことに係る懲戒処分等に関する情報であり，対象行政文書は，当該懲戒処分等の適正な執行を期するために設置された高松市職員の懲戒に関する審査委員会（以下「懲戒審査委員会」という。）の審査結果報告についての伺文書「高松市職員の懲戒に関する審査委員会における審査結果について（報告）」（決裁），および実施機関が当該職員に対する懲戒処分等について意思決定を行うための伺文書「職員に対する懲戒処分および訓告について」（決裁）である。

(1) 被処分者の氏名，生年月日，性別，採用年月日

条例においては，個人情報とは原則として第7条第1号本文によって非公開とされるが，同号ただし書によって当該個人が公務員であり，当該情報とその職務の遂行に関する情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員の職および氏名ならびに当該職務遂行の内容に係る部分は，非公開情報から除かれる。

この点，職員が懲戒処分を受けたことは，公務遂行等に関し非違行為があったということを示すにとどまらず，公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから，私事に関する情報の面を含むものといえる。（最高裁平成15年11月21日第二小法廷判決民集57巻10号1600頁）

したがって，被処分者の氏名，生年月日，性別，および採用年月日に関する情報は，条例第7条第1号本文によって非公開とすべきである。

(2) 軽減事由，勤務の状況

これらの情報は，実施機関が懲戒審査委員会に提出した「懲戒審査依頼書」および「入札情報を漏えいした職員に対する処分等について」に記載された情報であり，これらの文書は，いずれも被処分者に対する懲戒処分を決定，検討するために作成されたものである。そうすると，実施機関は，これらの文書の作成にあたって，被処分者に対する評価を本件各文書に率直に記載することが期待されていると考えられる。

ところが，このような文書の性質には，記載されている関係者が特定でき

るような記載がされたり，実施機関が外部に公開されることを望まないような記載がされることがありうる。したがって，これらの情報が公開されることになった場合，記載内容中の関係者が特定されて問題が生じるのをおそれたり，自らが記載した具体的な内容が広く第三者に公開される可能性があるのを嫌ったりして，実施機関が当たり障りのない記載しかしなくなる結果，本件各文書の記載内容が形骸化するおそれがあると考えられる。（最高裁平成22年2月25日判決裁判集民掲載予定）

このことから，軽減事由，勤務の状況に関する情報を公開することについては，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められ，条例第7条第5号エによって非公開とすべきである。

### (3) てん末書

てん末書は，被処分者が作成し高松市長あてに提出した文書であり，当該文書に記載された内容は，本件処分の原因となった入札に関する情報，漏えいの具体的な経緯や被処分者の信条心理等に関する情報である。

一般に，職員に対する懲戒処分等においては，対象となる非違行為の内容の解明が不可欠であり，被処分者から率直かつ具体的な説明を得る事により，できるだけ正確な事実関係を把握することがとりわけ重要なものとなる。

もし，てん末書が公になれば，てん末書の内容が秘密にされることが前提にならなくなり，被処分者は，公にされたくない不名誉な内容や関係者が特定されるような内容の記述を躊躇しさらに消極的になるなど，公正かつ適正な懲戒処分等を行うために必要な情報が得られなくなる蓋然性がある。

このことから，てん末書が公になれば，正確な事実の把握を困難にするおそれ，または違法もしくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められ，条例第7条第5号アによって，非公開とすべきである。

よって，当審査会は，「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 2 4 年 4 月 2 7 日 ( 高 人 第 1 1 号 )	諮問書受理
平成 2 4 年 5 月 2 1 日	実施機関からの一部非公開理由書を受理
平成 2 4 年 6 月 5 日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成 2 4 年 7 月 2 0 日	答申案の審査
平成 2 4 年 8 月 2 3 日	答申